

広島県告示第二百九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を指定したので、広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	歳 入 の 内 容	納 付 期 間
タイムズ24株式会社	東京都千代田区有楽町二丁目七番一号	広島空港県営駐車場設置及び管理条例（平成五年広島県条例第三十号）に基づく使用料	平成二八年四月一日から平成三三年三月三十一日まで
タイムズサービス株式会社	東京都千代田区有楽町二丁目七番一号		
株式会社不二ビルサービス	広島市中区八丁堀一五番一〇号		
タイムズモバイルインターネットワークス株式会社	広島市中区鉄砲町七番一八号		